

## 幸田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例 条文解説

(目的)

**第1条** この条例は、幸田町議会議員（以下単に「議員」という。）が町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

本条は、この条例の目的を定めるものである。

改正前の地方自治法第92条の2の規定では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人であることができない」旨が規定されており、議員個人と町との請負が認められていなかったが、今回の法改正により、「各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く」が加えられ、政令で定める一定金額(300万円)までは、議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとなった。

改正法の国会における審議過程で付けられた附帯決議では、「請負禁止の規制緩和」にあたり「議員の職務執行の公正、適正」を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せて、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府において必要に応じ適切な助言を行うようにすることが求められ、法改正について発せられた総務大臣通知（令和4年12月16日付け総行行第351号）では「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされている。

これらを踏まえ、本条例は、町議会議員と町との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としている。

(報告)

**第2条** 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

本条は、前会計年度中に町と請負をした議員は、議長に対し、請負の状況を報告しなければならないことを定めるものである。なお、議員が個人事業主の支配人である場合は、その個人事業主と町に対する請負の状況を報告しなければならない。

報告すべき議員は前会計年度中に町と請負をした者又はその支配人である議員であつて、すべての議員ではない。また、前会計年度において議員でない者や報告の時点で議員でない者は、報告の必要はない。

第1項は、前会計年度の出納閉鎖期間終了後である毎年6月1日から同月30日までの間に議長に対して前会計年度において支払を受けた請負の状況を報告しなければならないことを規定している。括弧書きは、報告すべき期間内に議員の選挙があり、再度議員となった場合の報告期間である。

第1号は、請負ごとに報告しなければならない事項を規定している。

アの「請負の対象とする役務、物件等」は、どのような請負があつたかの報告を求めるものである。

イの「契約締結日」は、契約を特定するために締結日の報告を求めるものである。なお、変更契約があつた場合や複数年契約、長期継続契約も考えられるが、その場合も当初の契約締結日を報告することになる。

ウの「契約金額」は、契約金額が定められている契約に限り報告を求める。なお、単価契約の場合にはその旨を報告することになる(規則第1号様式参照)。

エの「当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額」は、1つの契約でも複数回数の支払があることも想定されるため、請負ごとに、前会計年度において支払を受けた総額を報告することになる。

第2号は、前号エに掲げる総額の合計額を報告することを規定している。

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

第2項は、議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときには、訂正内容の届出が必要であることを規定している。なお、訂正の期限については、定めていない。したがって、訂正が必要であるときには、前会計年度以前のものであっても訂正内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

**第3条** 議長は、前条第1項の規定による報告(前条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

本条は、議長は、請負の状況の報告の一覧を作成するとともに、公表しなければならないことを定めるものである。なお、前条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告についても同様に一覧の作成及び公表をしなければならない。

公表については、広く住民が知り得る状態におくことを意味し、議会事務局の窓口に一覧を置いておくことや各町村のホームページ、議会広報への掲載なども考えられる。

(報告等の保存及び閲覧等)

**第4条** 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

本条は、報告及び訂正の保存及び閲覧等について定めるものである。

第1項は、第2条の規定による報告及び訂正の保存期間を報告すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までと規定するものである。

「5年を経過する日」は、本町議会の文書管理規程により、5年とした。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

第2項は、何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧及び写しの交付が請求できることを規定するものである。

(雑則)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

本条は、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定めることを定めるものである。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の請負について適用する。

附則は、施行期日を定めるが、この条例がどの会計年度から適用されるかを明確にするため、令和5年4月1日以後の請負から適用することを定めるものである。

「令和5年4月1日以後の請負」については、例えば「令和5年4月1日に始まる会計年度における請負」が想定される。この場合、改正法の施行日である令和5年3月1日からの1か月分の請負の取扱いについては、条例制定の趣旨を考慮し、条例が適用されないものの条例の取扱いに準じて請負状況等の報告、公表を行う対応が考えられる。



## 幸田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程 条文解説

### (趣旨)

**第1条** この規程は、幸田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年幸田町条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、この規程の趣旨について定めるものである。

### (報告)

**第2条** 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものにより行わなければならない。

本条は、報告及び訂正の方法を定めるものである。

第1項は、条例第2条第1項の規定による報告の方法について規定するものである。

請負状況等報告は、請負状況等報告書（様式第1号）による書面又は別に議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになる。

第2項は、条例第2条第2項の規定による訂正の方法について規定するものである。

訂正は、訂正届（様式第2号）による書面又は議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等により報告することになる。

なお、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等については、例えば電子メールとする旨を議長の決裁により定めること等が考えられる。

### (報告の一覧の訂正)

**第3条** 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

本条は、条例第3条の規定による報告の一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならないこと（いわゆる見え消しの方法）を定めるものである。

(報告等の閲覧)

- 第4条** 条例第4条第2項の規定による閲覧(第3項及び第4項並びに第6条第2項において「閲覧」という。)は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。
- 2 議長は、前項の場所及び時間を公表しなければならない。
  - 3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項の場所以外に持ち出すことができない。
  - 4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
  - 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

本条は、報告及び訂正の閲覧について定めるものである。

第1項は、閲覧の期間、場所、時間について規定するものである。

「30日を経過する日の翌日」については、議会で報告及び訂正を処理するための事務処理期間を踏まえ、議会で判断した。

第2項は、第1項の場所及び時間の公表について規定するものである。

第3項は、議長が指定する場所以外に報告及び訂正は持ち出せないことを規定するものである。

第4項は、閲覧に係る報告及び訂正の取扱いについて規定するものである。

第5項は、第1項及び前2項の規定に違反する者の対応について規定するものである。

(報告等の写しの交付等)

- 第5条** 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(様式第3号)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

本条は、報告及び訂正の写しの交付について定めるものである。

報告及び訂正の写しの交付請求は、複写申込書(様式第3号)による書面又は議長が定める電子情報処理組織を使用する方法等(例えば電子メール等)により請求することを規定するものである。

写しの作成に要する費用(実費)は、写しの交付を請求した者の負担とすることを規定するものである。なお、費用については、各議会の他の実費徴収の例により、必要に応じて規定することも考えられる。

(期限等の特例)

**第6条** 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、幸田町の休日を定める条例（平成元年幸田町条例第17号）第1条第1項に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

本条は、報告及び閲覧の期限の特例について定めるものである。

第1項は、報告をすべき期限が町の休日に当たるときは、その翌日を期限とみなすことを規定するものである。

第2項は、報告及び訂正の閲覧をすることができる日が町の休日に当たるときは、その翌日を閲覧開始日とみなすことを規定するものである。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附則は、施行期日を定めるものである。